

## 別表「審査基準表」

	評価項目	評価の着眼点（評価基準）	配点
1	事業者に関する項目	<u>業務実施体制は、業務執行のための適切な人員規模、配置及び役割分担となっており、本市と十分に連絡調整が行えるか。(※)</u>	10点
		<u>介護保険事業計画、高齢者福祉計画、認知症施策推進計画に関する調査及び計画策定の実績が十分であるか。</u>	5点
2	企画・技術提案に関する項目	本市の現状、これまでの取組、地域課題、将来展望をふまえた考え方や方針が示されているか。	10点
		国県の動向、他自治体の先進事例の事業概要や効果の情報を収集し、介護・予防・生活支援、認知症施策の業務知識を有しているか。	10点
		アンケート調査にあたり、回収率をあげる工夫がなされているか。	5点
		アンケート調査結果及び各種統計データを踏まえ、本市の地域課題を的確に把握・分析する手法が盛り込まれた内容になっているか。	10点
		調査結果等の分析が、次期計画の策定に適切に反映できる提案となっているか。	5点
		施策内容は業務ごとの的確かつ具体的であり、実現性が高い取組内容となるような提案となっているか。	10点
		計画の取組目標・指標及び方針について、管理（評価）のできる企画提案となっているか。	10点
		会議運営支援の対応や手法が効果的な提案となっているか。	5点
		各種データを集約し、わかりやすい資料作成が期待できるか。	5点
		<u>実施手順、スケジュールが現実的なもので、業務遂行に伴い生じる新たな課題に対して柔軟な対応が可能であるか。(※)</u>	10点
3	参考見積価格に関する項目	<u>仕様書などに基づく見積額は、見積限度額内に納まっているか。(※)</u>	5点
合 計			100点

- ・ 下線で示す評価内容は、書類審査の対象とする。
- ・ (※)で示す評価内容は、その要件を満たさない場合、失格とする。